

答 申 第 7 号

平成19年2月5日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明

佐賀市個人情報保護条例第10条第2号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第10条第2号に基づき、平成18年12月1日付け佐市情政第215号により諮問がありました統合システム開発業者との電子計算機の結合については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。